



# 山形県公報

平成25年6月25日(火)  
第2455号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(森 林 課) …767

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) …同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) …768
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) …同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) …769
- 同……………( 同 ) …同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) …770
- 県道の供用の開始……………( 同 ) …同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) …同
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) …771

### 正 誤

## 規 則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第69号

#### 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年9月県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、農商工等連携促進法」を「、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令(平成25年政令第162号)、農商工等連携促進法」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第636号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                 |                                |                |             |
|---------------------------------|--------------------------------|----------------|-------------|
| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                    | 障害児通所支援の<br>種類 | 指定年月日       |
| 株式会社ウェルランド<br>長井市舟場9番18号        | POCCOしらたか<br>西置賜郡白鷹町大字鮎貝5215番地 | 放課後等デイサー<br>ビス | 平成25. 6. 14 |

**山形県告示第637号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 三 沢 直 己 | 山形市蔵王成沢71 |
| 同        | 岡 崎 哲 雄 | 同 33      |
| 同        | 伊 藤 公 一 | 同 160     |
| 同        | 三 沢 孝 一 | 同 624-2   |
| 同        | 須 田 茂   | 同 52      |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115     |
| 同        | 荒 井 吉 雄 | 同 蔵王山田57  |
| 同        | 荒 井 光 之 | 同 88      |
| 監 事      | 岡 崎 清 一 | 同 蔵王成沢45  |
| 同        | 山 口 峰 雄 | 同 89-1    |

**山形県告示第638号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 三 沢 直 己 | 山形市蔵王成沢71 |
| 同        | 伊 藤 公 一 | 同 160     |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115     |

|    |      |   |        |
|----|------|---|--------|
| 同  | 荒井勲  | 同 | 57-2   |
| 同  | 庄司一男 | 同 | 42     |
| 同  | 鈴木繁  | 同 | 26     |
| 同  | 荒井光之 | 同 | 蔵王山田88 |
| 同  | 河田義弘 | 同 | 97     |
| 監事 | 岡崎清一 | 同 | 蔵王成沢45 |
| 同  | 山口峰雄 | 同 | 89-1   |

#### 山形県告示第639号

大町溝土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成25年6月12日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月25日

山形県知事 吉村美栄子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
酒田市役所、庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
平成25年6月28日から同年7月29日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第640号

日向川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成25年6月12日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月25日

山形県知事 吉村美栄子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
酒田市役所、遊佐町役場
- 縦覧に供する期間  
平成25年6月28日から同年7月29日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、

決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年6月25日から同年7月8日まで縦覧に供する。

平成25年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 梨郷宮内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                          |
|-------------------------------|------|--------------------------------------|------------------------------|
| 南陽市梨郷字桐町前693番1から<br>同 693番2まで | 旧    | 40.0 <small>メートル</small><br>}<br>7.0 | <small>メートル</small><br>20.65 |
| 南陽市梨郷字桐町前704番1から<br>同 693番2まで | 新    | 44.5 <small>メートル</small><br>}<br>7.0 | <small>メートル</small><br>23.15 |

#### 山形県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年6月25日から同年7月8日まで縦覧に供する。

平成25年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 梨郷宮内線
- 2 供用開始の区間 南陽市梨郷字桐町前704番1から  
同 693番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年6月25日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人まんまる
  - (2) 代表者の氏名  
丹 学
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字小国小坂町475番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がいを持つ者や高齢者等が地域の中で社会の一員として、自立した日常生活を送ることができるよう各種の事業を行い、地域福祉の増進のために寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、人工透析装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年6月25日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室
- (2) 日時 平成25年8月7日（水） 午前11時00分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 人工透析装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年10月7日（月）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年1月21日付県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (7) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院 総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る製作仕様書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を平成25年7月24日（水）午後3時までに契約事務を担当する部局に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、開札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Artificial Dialysis system Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00 AM, August 7, 2013
- (3) Contact point for the notice: General Affairs, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjoshi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                         | 正                        |
|-------------|------------|-----|-------|---------------------------|--------------------------|
| 平成25. 6. 18 | 第2453号     | 744 | 下から20 | 10:00 A. M. July 31, 2013 | 2:00 P. M. July 29, 2013 |